

平成21年度 芦屋市教育委員会第6回(定例会)委員会記録

日時	平成21年8月21日(金) 16:09~17:02
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	(委員) 委員長 長 麻木 邦子 委員長代理者 近藤 靖宏 委員 白川 蓉子 委員 植田 勝博 教育長 藤原 周三 (事務局等) 波多野管理部長, 上月学校教育部長, 橋本社会教育部長, 中務管理課長, 長岡施設担当課長, 稗田教職員課長, 北尾教職員人事担当課長, 伊田学 校教育課長, 中村打出教育文化センター所長, 津村生涯学習課長, 細見 文化振興担当課長, 白川市史編集担当課長,
事務局	教育委員会管理部管理課
会議の公開	公開
傍聴者数	なし

1 議案等

- 第6号議案 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について
- 第7号議案 平成21年度教育委員会関係補正予算について
- 第8号議案 社会教育関係団体の登録について
- 第9号議案 芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について

2 議事内容

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(白川委員)
- 委員長) それでは, 日程第4の審議に入ります。第6号議案「芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 管理課長) 議案資料に基づき概略説明
- 委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 植田委員) この教育振興基本計画ですが, 毎年つくっている「芦屋の教育」との関連性についてお尋ねします。
- 学校教育部長) 「芦屋の教育」は2, 3年先を見通しながらも, その年度の重点項目を取り上げているものです。芦屋市教育振興基本計画は国や県の教育振興計画等を参酌しながら, 5年という長いスパンで教育そのものを考えていこうということです。
- 植田委員) 国は, 各自治体に作成するように求めている状況ですか。
- 管理部長) これまで若干, お話はさせていただいていたかとは思いますが, 教育基本法等が18年に改正されまして以降, 20年7月に国が策定をしまし

た、それを受けて兵庫県は21年6月に策定をしまして、各市町の教育委員会に対しても説明会を開催されて説明をされています。

近藤委員) 以前、いただきましたね。

管理部長) そうです。

近藤委員) 国や県の、それぞれ中身が詳しいものをね。

管理部長) それを受けまして、本市においても委員会を設置して、策定していきたいというご提案です。

白川委員) 神戸市はもう教育振興基本計画が作成されて配られましたね。

教育長) 県と同じようなペースですね。

近藤委員) 23年度当初にこれができ上がっているという想定ですか。

管理部長) スケジュールとしましては、来年の12月をめどに考えております。

近藤委員) この計画は、議会の承認を得るような形をとるわけですか。

管理部長) 議会にも御説明させていただきたく予定です。

近藤委員) これはかなり重たいものですね、委員さんも芦屋市に精通されていて、しかも教育全体の流れがある程度理解されている方が必要ですね。教育委員会にとっても非常に重要な案件になると思いますね。

学校教育、社会教育を合わせるわけですから大変な作業じゃないかなと思いつつ、一方で時間をかけたのではいけませんね。そうはいつても、芦屋市の教育関係者の皆さんが十分議論を重ねて、そして素案ができあがっていくのだからと思います。ですから、素案は教育委員会の中でつくるほうがいいのではないかと思います。一から議論していたら大変ですよ、文化基本条例なんかは何年かかっていますか。

植田委員) 3年ですかね、本来からしたら1年でやっていけばいいものですけどね。

近藤委員) だから、しんどいけれども、プロジェクトチームみたいなものをこの下につくつといて、そして検討したものをここへかけるようにしていかないと、この議論をまとめようとしたら時間かかるんじゃないかなと思いますね。

白川委員) あまり学識経験者とかをあてにしないほうがいいと思います。やはり教育委員会が中心となってつくってもらった方がいいと思います。

それから、これができたら、それに基づいて実行するための委員会をつくるのですか。

教育長) 実施計画的なものですね。

白川委員) 私は、他市でそういった委員会に参加しています。

教育長) 今、ご意見いただいていることにつきましては、我々もその必要性というのを十分感じて、既に委員会内部で議論も始まっております。

それから、総花的な基本計画でなくて、さらに突っ込んだものをつくらなければならないと思っております。

一番前提になるのは、現在の芦屋の教育の問題点、課題点というのを、十分掘り起こして、それに対する今後の改善点というものが盛り込まれていくのがいいのではないかと、議論をしております。

教育委員会事務局が原案をつくるとしても、一番大事なのはこの教育委員の皆さん、保護者、学校、行政が一体となって検討する必要があります。

委員長) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長）次に、第7号議案「平成21年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長）議案資料に基づき概略説明

委員長）説明が終わりました。質疑はございませんか。

近藤委員）新聞で見たのですが、あしやふるさと寄附金で多くの寄附をいただいたと記憶があるのですが、いくらだったか、ちょっと今、思い出せませんが、

管理部長）5,000万円を、芦屋に寄附をされた方がおられます。あの分については、福祉関係のほうで使わせていただくというようになっています。

社会教育部長）都市公園の健康遊具だったと思います。寄附された方のご意思で、そういったことに使って欲しいと言われておられます。

植田委員）なるほどね。基本的には提供者の意思が入ってくるのですか。市が自由に使えるというものではないのですか。

管理課長）どちらでも、構いません、こんな事業でということ提示しておりますので、それに使ってくださいとか、本人の希望でそういう用途を選べます。

植田委員）タックスペイヤーの意向が入れられるわけですか。

委員長）この制度は、ある程度、所得があれば戻ってくる制度なの

です。ただ、所得の少ない方については、寄附しても戻ってこないですが。

植田委員）労働費補助金というのがありますよね。これは具体的にどういう業務に充てられるかというのは、わかりますか。

管理課長）事務局費に充てる分です。教育委員会関係資料の収集・整理に臨時職員を雇うということです。管理課で、資料を整理していただく等の業務です。今度、記念誌を発行しますので、そのために事前に整理をしていただくということです。

植田委員）何人ぐらいですか。

管理課長）これは2人分の賃金。

植田委員）そうですか。

管理課長）半年ですので、10月からの分です。

植田委員）幾らぐらい支給されるのですか。

管理課長）賃金は、年齢にもよりますが、予算上では7,030円掛ける日数分です。

植田委員）なるほど。1日7,030円ですね。

管理課長）大体、1月に20万円ぐらいになります。

委員長）ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長） 次に「第8号議案「社会教育関係団体の登録について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 議案資料に基づき概略説明

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員） 認定数の一覧がありますが、355というのは少なくなっていますね、これは、要件を明確にしますよ、だから申請してもだめになる可能性がありますよという、そういう設定がされたから少なくなっているのですか。

生涯学習課長） 両面あるかと思えます。活動を休止されたというところもあると聞いております。

委員長） 例えば、PTAが、12から2に減っていますが、これはどういうことでしょうか。

生涯学習課長） 社会教育施設を使われないPTAについては、申請をされていないところがございます。

委員長） そうですか。

他にご質問はありますか。

植田委員） 例えば審査の基準とかを明確にしようとか、特徴的な基準みたいなどころはあったのでしょうか。

生涯学習課長） 今回の基準の見直しにつきましては、私、昨年4月に着任してから意見をいただいております。基本的に社会教育法そのものが変更されていないということでは、社会教育関係団体の考え方を変えるということにはならないというように考えております。

しかしながら、議論といたしましては、市内在住、在勤、在学の要件6割ということに対しましては、阪神間及び関東の社会教育の盛んなところも調べましたけれども、幅がございまして、緩やかなところは5割、厳しいところで7割という数字でございました。

しかしながら、芦屋市にとりまして、この6割を仮に7割に上げるということになりまして、今まで社会教育関係団体として認められていたところが、従来どおり何の変更なくとも認められないということになってしまいますので、これが不利益処分にあたるのではないかとご指摘も受けました。

そうした中で、厳しくするべきという意見との両方ございましたけれども、基本的にはその6割をそのまま踏襲したということでございます。

それからもう1点、今回の申請要領の中で明記をいたしましたのは、社会教育関係団体と、私塾とか、文化教室、こういったものの違いがよくわかるようにということで図表を書きまして、個別の説明を加えたりいたしました。そのあたりを今回は丁寧に説明をさせていただいたということでございます。

白川委員） この団体と認められたら、減額された利用料で社会教育施設を使えるということですね。

生涯学習課長） ご指摘のとおりですが、総会等されるときに市民センターを使われると、過去は5割の減免というのがございましたけれども、今は3割の減免ということでございます。

それから、他市の調査をいたしますと、おおむね利点につきましては、

その施設の減免と、市によっては優先使用、いわゆる一般の申し込みよりも先に予約することができるということがございましたけれども、芦屋市としましてはこの3割の減免だけというのが現状でございます。

委員長 ) ほか質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第8号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)

委員長 ) 最後に、第9号議案「芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長 ) 議案資料に基づき概略説明

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

先ほどおっしゃいました一番上の方は、医学研究科助教と書いてありますが、考古学専門ということでしょうか。

生涯学習課長 ) この方は、特に中心にされているのが考古動物学。いわゆる遺構の中から人骨等が発見された場合、そういうものを調査されるのがご専門というふうになっております。

植田委員 ) 審議会は、どういう活動の状況なのですか。年間、何回ぐらいされておられて、どんなものをテーマに審議されておられるのですか。

生涯学習課長 ) 基本的には年2回から3回でございますが、一昨年でしたでしょうか、市の金津山古墳というところに福祉施設が建設されるということで、非常に議論になったことがございました、この年につきましては年6回ぐらい開催をさせていただいたところです。

教育長 ) かなり議論が outcome して、そのときはこの先生方のご意見が非常に参考になりました。

植田委員 ) 内容ですが、いわゆる考古学的なところが中心になっているのですか。

生涯学習課長 ) 芦屋の場合は、基本的には埋蔵文化財が多いのですが、市の指定文化財で小阪家住宅の保管等につきまして、審議会の当時委員長をされていた多淵先生が建築のご専門でございまして、現在の保管場所等のあり方、また現場の確認をいただいたというケースはございます。

教育長 ) 小阪家住宅についての再建は、現在、諸事情でできていけませんので、今、それを管理しているのですが、多淵先生がまさに専門家ですので、見ていただいて、今の状態であればいいだろうというご意見をいただきました。

また、金津山古墳のことにつきましては、金津山古墳のところは、なかよしクラブという障がい者の施設をつくりたいということで、金津山のすぐそばを、発掘をしなきゃいけないということがあり、本当にいろんな話が何度も何度も、非常に長く続きました。現状はそのまま保存しながら、上にそっと乗せてというようなことでご意見をいただきました。

それから、今すぐやる必要があるのは、国の関係もありますが、会下山と城山の国指定ということがあります。これについても、いろいろとご検討いただかなければならないと思っております。

- 植田委員) それ以外にどういうものが市の文化財として認定されているのか、概要の説明と、資料を提供いただけないでしょうか。
- 生涯学習課長) 教育行政要覧に、基本的には市の指定文化財等はすべて網羅されております。
- 植田委員) それは全部入っているのですか。
- 社会教育部長) 入っております。
- 生涯学習課長) 新たに、登録文化財制度というのがございまして、直近は打出教育文化センターが新たに登録されたということはございます。打出教育文化センターへ行かれましたら、正面のところに国の登録されたものという銘板を取りつけております。
- 植田委員) 一定の審査を通過して登録になるのですか。
- 生涯学習課長) 今申し上げましたのは、通常の文化財とはまた少し違いまして、これは県が建築士を中心にヘリテージマネジャーというのを養成しております、その方々がその市域の中で、将来に残していくべき建築物等、それを登録すると。これは、国のほうで審議を経て答申されれば登録がされるということになります。指定文化財とまではいかないものです。
- 委員長) 陽光町の小阪家住宅というのが市指定文化財なのですが、陽光町は新しいまちですが。
- 生涯学習課長) これは、先ほど教育長が申し上げましたように、もともとは三条町、昔の三条村の庄屋さんの家ですが、震災後解体をいたしました。その具材を陽光町のちょうど阪神高速道路の下のところに倉庫がありますが、そこに柱等、瓦に至るすべてを保管をしております。
- 植田委員) それもまた再建するのですか。
- 生涯学習課長) 小阪家住宅と言われますように、まだ小阪家が所有をしているものでございます。市はそれをお預かりしています。
- 再建をするというお約束はしているのですが、非常にお金がかかりまして、再建するだけで1億円近くかかるのではないかととも言われておりますので、現段階の財政状況では再建ができないというのが現状でございます。
- 植田委員) 町並みを保存し、環境のいい町をつくるために、審議会だけでなく、例えば古い洋館が、芦屋川の西側にあってみたりすると、やっぱりああいう環境は残しておくのが芦屋の財産だと思うわけですが、一般の人に十分認知されていないところは広報すべきだろうと思います。
- 白川委員) 審議会の規定はあるのですか。
- 生涯学習課長) 文化財保護審議会の条例がございます。
- 白川委員) 委員は何名ですか。
- 生涯学習課長) 5名という規定がございます。
- 植田委員) 俵先生は長いですね。美術館を主宰されていますしセンスとかもおありですしね。
- 生涯学習課長) 委員の中で、村川先生がお亡くなりになりましたが、会下山の発見にかかわられた方でございますし、今、国史跡に向けての作業をしておるさなかでございましたので、非常に残念でございます。
- ただ、余談になるかもわかりませんが、お亡くなりになった先生の机の上に歌が書かれてあるものがあったようでございます。ご遺族からいただいたので、ちょっとご紹介をさせていただきますと、「古史秘めし、会下山

遺跡に枯れ葉舞う，会下山や，木枯らしに耐え，倉庫跡」というふうにかかれたものがあつたそうでございます。これは，会下山調査委員会でもご報告をさせていただいたのですが，会下山に対する思いというのが非常に深い方でございます。

教 育 長 ) 国指定を非常に期待され，一番最初の発掘のときからずっとかかわっておられましたので，非常に残念です。

委 員 長 ) ほかに質疑はございませんか。

無いようですので，これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は，原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よつて本案は可決されました。

第9号議案採決。結果，可決（出席委員全員賛成）

委 員 長 ) 日程第5 閉会宣言